

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

(1) 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務及び相当の知識又は 経験を必要とする業務を行う職務	55	10.5%	事務職員	48	120	22.9%	係員級
				技術職員	0			
				消防吏員(消防)	7			
				計	55			
2級	主事の職務	65	12.4%	主事	44			
				事務職員(再任用短時間)	6			
				技術職員(再任用短時間)	1			
				消防吏員(再任用短時間)	1			
				主事(消防)	13			
				計	65			
3級	1 係長の職務及び係長と同等の職務 2 主査の職務 3 係長の職務及び係長と同等の職務(消防) 4 主査及び主任の職務並びにこれらと同等の 職務(消防)	181	34.6%	係長	16	326	62.3%	係長級
				出張所長	1			
				主査	118			
				主査(任期付)	5			
				主査(消防)	38			
				副出張所長(消防)	3			
				計	181			
4級	1 困難な業務を分掌する係長及び係長と同等 の職務 2 主幹の職務 3 課長補佐及び隊長の職務(消防) 4 困難な業務を分掌する係長及び主幹の職務 並びにこれらと同等の職務(消防)	145	27.7%	係長	107			
				港湾管理事務所長	1			
				出張所長	5			
				東京事務所長	1			
				福岡事務所長	1			
				主任看護師	1			
				主幹	7			
				係長(消防)	8			
				隊長(消防)	2			
				副隊長(消防)	2			
				出張所長(消防)	5			
				副出張所長(消防)	2			
				課長補佐(消防)	2			
				主幹(消防)	1			
				計	145			
5級	1 課長補佐、室長補佐及び支所長補佐の職務 並びにこれらと同等の職務 2 課長、分室長及び副署長の職務(消防)	39	7.5%	課長補佐	29	39	7.5%	課長補佐級
				次長	1			
				事務長	1			
				支所長補佐	5			
				館長	1			
				課長(消防)	2			
				計	39			
6級	1 部長及び理事の職務並びにこれらと同等の 職務 2 課長、室長及び支所長の職務並びにこれらと 同等の職務 3 参事の職務 4 消防長の職務(消防) 5 次長及び署長の職務(消防)	30	5.8%	課長	21	30	5.8%	課長級
				参事	1			
				支所長	5			
				事務局長	1			
				次長(消防)	1			
				消防署長(消防)	1			
				計	30			
7級	1 高度の知識又は経験を必要とし、困難な業 務を所掌する部長及び理事の職務並びにこれら と同等の職務 2 高度の知識又は経験を必要とし、困難な業 務を所掌する消防長の職務(消防)	8	1.5%	部長	6	8	1.5%	部長級
				事務局長	1			
				消防長(消防)	1			
				計	8			
合計		523	100.0%					

(2) 医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0%	診療所長補佐	0	0	0.0%	課長補佐級
				計	0			
2級	診療所長の職務	2	100.0%	診療所長	2	2	100.0%	課長級
				計	2			
合計		2	100.0%					

(3) 特定業務等従事任期付職員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	3	75.0%	事務職員(短時間)	3	4	100.0%	係員級
				計	3			
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0%	事務職員(短時間)	0			
				計	0			
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1	25.0%	事務職員(短時間)	1			
				計	1			
4級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0%	事務職員(短時間)	0			
				計	0			
合計		4	100.0%					

(4) 特定任期付職員給料表

号給	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
7級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	1	100.0%	診療所長	1	1	100.0%	課長級
				計	1			
合計		1	100.0%					